

公益社団法人 日本コンクリート工学会  
コンクリート診断士講習委員会規程

平成 19 年 8 月 24 日 制定  
平成 25 年 12 月 26 日 改正  
令和 元年 5 月 22 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、コンクリート診断士制度規則第 3 条に基づき、コンクリート診断士講習委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、原則として委員 20 名以内とし、学識経験者及びコンクリート診断業務に関して卓越した技術を有する者をもって組織する。委員は、第 3 条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長、幹事長、幹事)

第 3 条 委員会に、委員長、副委員長及び幹事長各 1 名と、原則として 10 名程度の幹事を置く。

2. 委員長は、会長が指名する。
3. 副委員長は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
4. 幹事は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。幹事長は、委員長が幹事の中から選任する。

(任期)

第 4 条 委員長、副委員長、幹事長及び幹事の任期は、2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、原則として 1 年毎にその半数が交替する。ただし、重任を妨げない。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、コンクリート診断士講習会（以下「講習会」という。）実施に関する次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、資格・講習委員会に付議する。

- (1) 年間事業計画

- (2) 講習会実施に関する内規等の制定・改廃
- (3) 講習会テキスト（コンクリート診断技術）の改訂
- (4) 講習会カリキュラム及び講習会実施計画
- (5) 講習会の講師の委嘱
- (6) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会が発議し、資格・講習委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成19年8月24日から施行する。
2. この規程の改正は、令和元年5月22日から施行する。